

学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン

1. はじめに

新型コロナウイルス感染防止のため、学内の課外活動施設（以下「課外活動施設」という。）における課外活動を中止しております。感染症の脅威は続いておりますが、社会全体では、「with コロナ」の新しい生活様式により様々な活動が再開しつつあり、本学でも、学外での課外活動については、自治体等が要請する対策が講じられており、かつ、顧問の了解が得られている場合には再開を認めてきたところです。

このような状況を踏まえ、本学では、課外活動施設における課外活動についても再開することにしました。本ガイドラインは、課外活動中の感染リスクを最小限にするため、「埼玉大学学生行動指針」、「新型コロナウイルス対応マニュアル」を踏まえ、活動再開に際して遵守いただく事項をお示ししたものです。

ついては、活動再開を希望する団体は、2.（1）～（4）に定める感染防止策を確認の上、所定の書類を学生支援課に提出し、許可を受けて下さい。なお、これにより許可を受けた団体であっても、今後、本ガイドラインを遵守できないことが判明した場合は、課外活動施設の使用許可を取り消す等の措置を講じることもありますのでご注意ください。

なお、万が一、感染が確認された場合には、「新型コロナウイルス対応マニュアル」に基づき、課外活動施設の封鎖及び一定期間の活動停止等の対応をせざるを得ない事態となります。同じ課外活動施設を使用し活動する他団体にも影響があることを理解し、感染予防対策を徹底してください。

学生の皆さんにおかれては、「新型コロナウイルスに感染しない、させない」ことを第一に考え、このガイドラインを遵守して活動を再開してください。

なお、今後の新型コロナ感染症の状況により、課外活動施設における課外活動の利用方法を変更する場合がありますので、ご承知おきください。

2. 課外活動施設の再開時の感染防止策について

埼玉大学学生行動指針及び新型コロナウイルス対応マニュアルに基づき、課外活動団体が課外活動施設を安全・安心に使用できるよう、各施設の特徴を勘案して、留意すべき事項を以下に取りまとめました。また、各施設を使用し活動する学生の皆さん自身が感染防止に取り組む必要があることから、確認事項等のチェックリストを各団体で作成し、それが遵守されているかを各団体で確認することを施設利用の条件といたします。

(1) 使用手続き及び共通する感染防止について

課外活動施設の利用に際し、別紙1「新型コロナ感染予防対策に関する誓約書」及び別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」を提出して下さい。別紙2「新型コロナウイルス感染予防対策計画」を作成する際には、関連する活動団体・競技団体のホームページ等に掲載されている新型コロナ感染症対策の各種ガイドラインや UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン等に則り、活動・競技特性に応じた計画となるようにして下さい。提出された別紙2「新型コロナウイルス感染予防対策計画」の感染リスクへの対応計画が十分に整っていると認められない場合は、使用を許可しないことになります。

活動日の活動開始前に参加者の健康状況を確認し、別紙3「学内課外活動報告書」に記入して下さい。また、別紙4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」により、活動日ごとに必ず、感染防止策をチェックして下さい。別紙3「学内課外活動報告書」及び別紙4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」は、その活動の翌日までに、学生支援課へ提出して下さい。なお、別紙3および別紙4の提出は、別途指定する Web フォームへの入力をもって代えることができます。

これらの書類を提出しない団体や、感染予防対策を実施していないと判断された団体は、他の団体の安全を確保する等の観点から、施設の使用許可を取り消し、課外活動中止の措置をとることになりますのでご留意下さい。

なお、課外活動施設に共通の感染防止策は以下のとおりです。

- ① 以下の事項にひとつでも該当する場合は、参加させないこと（使用当日に別紙3により確認する）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 過去14日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを準備・着用すること
運動中の着用は、健康への影響の観点(※)から各団体等の判断によることとするが、運動中以外、特に会話をする時には着用すること。
※マスク（特に N95 など外気を取り込みにくいもの）を着用して運動を行う場合には、人体に深刻な影響を及ぼすことがあるので留意すること。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
施設等の出入り口及び各フロアーに設置してある消毒液もしくは、トイレに設置してある石鹸水などを使用し、手指の消毒または、活動開始前後の手洗いを行うこと。
- ④ ソーシャルディスタンス（できるだけ2m以上、最低でも1m）を確保し（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）、利用する施設の面積及び構成（付表参照）ごとに、活動・競技特性に応じた人数制限を各団体で行うこと。屋外施設についても、適宜、ソーシャルディスタンスを保ちながら活動すること。
- ⑤ 使用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 定期的に適切な換気を行うこと
換気扇のある施設においては、換気扇を常に回し、また、窓や換気用の小窓を開けて換気を30分につき5分程度の定期的な換気を行うこと。可能であれば常時2方向の窓を

同時に開けておくこと。

- ⑦ 備品やスポーツ用具等の器具は、原則として、複数の課外活動団体に共用しないことやむを得ず共用する場合、手が頻繁に触れる箇所を最低限にした上で、こまめに消毒すること。学生支援課から借り受ける備品等については、使用前に適宜消毒すること
- ⑧ 課外活動施設使用前後のミーティングや反省会等においても、三つの密を避け、会話時にマスクを着用することなど、感染予防対策に十分配慮すること
- ⑨ 課外活動施設における飲食は、屋内、屋外を問わず最小限の水分補給・栄養補給にとどめ、回し飲みをしないこと
- ⑩ 活動中に生じたゴミを適切に処理し、飲みきれなかった飲料をフィールド等に捨てないこと
処理の際にはマスクを着用し、ごみはビニール袋に入れて密閉すること。処理後は石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- ⑪ 使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑫ 感染防止のために施設毎に定められたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと

(2) 課外活動施設の使用における特記事項について

学外者を招いて実施する試合や練習などについては、必ず実施前に学生支援課へ相談ください。下記施設における感染防止策は以下のとおりです。各事項を遵守し、感染予防を徹底してください。

・総合体育館及びグラウンド器具庫の更衣室・シャワー室

- ① 他の使用者との距離を確保するため、一度に入室する使用者数を制限してください。ロッカー及びシャワー等は一定の間隔を置いて使用してください（ロッカー及びシャワー等は、間引きします。）。
- ② 更衣室内で複数の使用者が触れると考えられる場所（ロッカーの取っ手、イス等）については、使用前後に使用者が消毒してください。

・ウエイトトレーニング室

- ① トレーニング器具については、使用前後に使用者が消毒してください。
- ② 使用者は、必ず使用者カードを記入し、所定の提出箱に提出してください。

(3) 課外活動団体が運動・スポーツを行う際の留意点

運動・スポーツを行う団体においては、活動前に「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」を参考に、特に感染症対策についての運動部内での教育の徹底、接触を伴うスポーツ活動の段階的再開計画及び新型コロナウイルス感染症対策の担当者の設置等を検討して下さい。また、以下の留意点や感染防止策を構成員に周知・徹底し活動して下さい。これらは、別紙4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」にまとめていますので、活動時には必ずチェックしてください。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

(4) その他の留意事項

使用後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに従い報告してください(別紙5「感染時の対応について(まとめ)」参照)。

また、感染の可能性をいち早く知ること、さらに、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができるよう厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA: COVID-19 Contact Confirming Application)」の利用を推奨しますので、各構成員へ周知してください。

厚労省 HP: 新型コロナウイルス接触確認アプリ

(COCA) COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

<参考ホームページ>

○埼玉大学 学生行動指針

http://www.saitama-u.ac.jp/news_archives/2020-0605-1521-9.html

○埼玉大学 新型コロナウイルス対応マニュアル

http://www.saitama-u.ac.jp/news_archives/20200513manual_student.pdf

○スポーツ庁ホームページ（スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

○一般社団法人大学スポーツ協会

UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン

<https://www.univas.jp/uploads/2020/06/e1958ea00fdcf640b5e18bbf31eac511.pdf>

○公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

(以上)

(付表) 各課外活動施設の面積及び面積構成一覧

No.	施設名	施設面積 (平方m)	施設面積の構成
1	総合体育館 体育室 1(全面)	1350	30×45
2	総合体育館 体育室 1(半面)	675	
3	総合体育館 体育室 2(全面)	540	30×18
4	総合体育館 体育室 2(半面)	270	
5	総合体育館 ウェイトトレーニング室	180	10×18
6	総合体育館 空手道場	150	15×10
7	総合体育館 合気道場	150	15×10
8	総合体育館 ダンス室	100	10×10
9	総合体育館 更衣室・シャワー室	50	5×10
10	第一体育館 (全面)	1288	33×39
11	第一体育館 (半面)	644	
12	弓道場	60	10×6
13	柔道場	210	14×15
14	剣道場	210	14×15
15	合宿研修所(当面の間、宿泊を伴わないものに限る。)	5名×4室	
	(1部屋当たり)	28	6.3×4.5
16	課外活動共用施設 大集会室	92	9.6×9.6
17	課外活動共用施設 小集会室	5名×2室	
	(1部屋当たり)	23	4.8×4.8
18	課外活動共用施設 ロビー	119	9.6×12.3
19	課外活動共用施設音楽練習室 (大)	72	9.6×7.5
20	課外活動共用施設音楽練習室 (小)	5名×4室	
	(1部屋当たり)	23	4.8×4.8
21	課外活動共用施設 和室	26	4.8×5.5
22	大学会館 大集会室	207	14.4×14.4
23	大学会館 小集会室	52	7.2×7.2
24	大学会館 音楽鑑賞室	52	7.2×7.2
25	大学会館 和室	48	4.8×10
26	プール(令和2年度は使用不可)	2,406	50m×9コース
27	野球場 A	8,851	
	野球場 B	7,756	
28	サッカー場	7,140	
29	陸上グラウンド (アメフト)	14,938	
30	ゴルフ練習場	930	50×18.6

※各施設の面積及び構成等を参考に、3密を避けるよう人数制限を各団体で講じてください。
 さらに、運動施設においては、上記「(3) 課外活動団体が運動・スポーツを行う際の留意点」
 により感染予防対策を講じてください。

埼玉大学教育機構統合キャリアセンターSU センター長 殿

団体名

代表者
学籍番号

氏 名

連絡先

新型コロナウイルス感染予防対策に関する誓約書

学内での課外活動の再開にあたり、「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」を遵守し、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症予防に努めることを誓います。

また、別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」のとおり、感染症の予防対策を実施したうえで活動します。

なお、感染症予防対策が守られていないと判断された場合は、活動を中止します。

記

学内課外活動の確認事項（該当する事項に✓を入れること）

- 「埼玉大学学生行動指針」に基づき、感染防止に注意して活動します。
- 使用する施設に定められている感染防止策を実施し活動します。
- 参加者は、自主的に参加するものであり、当日の活動開始前に健康確認（検温等）を行い、体調不良者は参加させません。
- 顧問に活動計画を説明し、事前に了解を得ています。

顧問 所属・氏名：

連絡先（メールアドレス）：

以上

新型コロナウイルス感染症予防対策計画

使用団体名	
代表者氏名(学籍番号)	()
代表者電話番号	(※緊急時に必ず連絡がとれる電話番号)
使用施設名	
制限人数 <small>(注1)</small>	

(注1) 活動様態によって人数が異なる場合には、「練習時○人、ミーティング時○人」のように分けて記載して下さい。

以下の感染症予防対策を計画し、確実に実施します。

※各団体は、活動(競技)内容の特性に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を講じなければなりません。特にコンタクトスポーツを実施する団体においては、その競技団体等で定める対策などを参考に、感染対策を計画し実施してください。また、人数制限がある施設を使用する団体は、活動に参加する学生が制限人数を上回らないように対策を計画してください。なお、項目冒頭に□印を入れて活動時には、チェックシートとして活用してください。

記載例: □ 活動中のハイタッチは禁止。腕のタッチにとどめるも、できるだけ控える。

□ 使用施設の人数制限を超える参加者が参加した場合には、交代制により実施することとする。

□

□

□

□

□

□

□

□

□

学内課外活動報告書

使用施設名	
使用時間	: ~ :
使用団体名	
代表者氏名(学籍番号)	()
代表者電話番号	(※緊急時に必ず連絡がとれる電話番号)

施設使用者は、当日以下の内容を確認した上で、それぞれの該当する項目を○で囲んでください。

- ① 体調：平熱を超える発熱、咳やのどの痛みなど風邪の症状、倦怠感や息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など、体調の異変がある。
- ② 感染疑い：過去14日以内に同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症陽性の感染者、または感染が疑われる方がいる。
- ③ 外国：過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある。

※上記項目にひとつでも該当する者は、課外活動への参加を禁止します。

参加者名簿

No.	学籍番号	氏名	①体調	②感染疑い	③外国
(記載例)	19XX101	埼玉太郎	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
1			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
2			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
3			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
4			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
5			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
6			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
7			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
8			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
9			はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

別紙 4

課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト

使用者が遵守すべき事項

- 以下の事項にひとつでも該当する場合は、利用をしないこと（使用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ソーシャルディスタンス（できるだけ 2 m 以上、最低でも 1 m）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 使用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 課外活動施設における飲食は屋内、屋外を問わず最小限の水分補給・栄養補給にとどめること
- ゴミは適切に処理し、飲みきれなかった飲料をフィールド等に捨てないこと
- 感染防止のために決めたその他の措置の遵守、また指示に従うこと
- 使用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 課外活動施設使用前後のミーティングや反省会等においても、三つの密を避けること

使用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離を確保すること
- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすること
(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 1 m の距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと

以上

活動日 令和 年 月 日 記入者名 _____

感染時の対応について(まとめ)

「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル【学生用：抜粋版】」の4ページ以降に、「感染症を疑わせる症状が出た場合」の措置が記載されています。

課外活動団体に感染者が判明した場合、感染症を疑わせる症状を有する者もしくは濃厚接触者が出た場合は、この措置に従い、所属する部局等に連絡するとともに、所属している団体の代表者への連絡をお願いします。

(1) 個人としての大学への連絡

感染者（以下、感染症を疑わせる症状を有する者、濃厚接触者を含む。）個人が、所属部局または保健センターに電話連絡する（【学生用：抜粋版】5～7頁参照）。発症2日前に団体活動を実施している場合には、所属する団体の代表者へ連絡する。

教 養 学 部	048-858-3044
経 済 学 部	048-858-3286
教 育 学 部	048-858-3144
理 学 部	048-858-3345
工 学 部	048-858-3429
人文社会科学研究科	048-858-3320
教育学研究科	048-858-3144
理工学研究科	048-858-3430
国 際 室	048-858-3028
保 健 セ ン タ ー	048-854-5356

(2) 団体の代表者から大学への連絡

連絡を受けた代表者は、学生支援課（048-858-3029）に電話にて以下の事項を報告する。

感染者氏名、感染者学籍番号、感染者の状況、感染者の症状があらわれた2日前以降に行った団体活動の有・無、その際の参加者数等

(3) 学生支援課から代表者への連絡

報告を受けた内容によっては、学生支援課が団体へ指示（活動中止命令、自宅待機命令等）を命ずる可能性がある。また、連絡を受けた代表者は、その指示をすべての構成員に伝える。

以上